

警戒区域から避難を余儀なくされ、避難先において介護者と同居することができず原発事故後寝たきりとなってしまった要介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が目安とされる額の約2倍に増額された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2（以下「申立人」と総称する。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する（以下「本和解」という。）。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、申立人の下記損害（遅延損害金を含む）（以下「本件損害」という。）について和解すること、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

ア 申立人X1

避難費用	54,000円
親族宅への同居費用	360,000円
生活費増加費用	87,180円

(品目)

テレビ・自転車・扇風機・テーブル・衣類掛け上下セット・電気シェーバー・じゅうたん・目覚まし時計・電気コード・鏡・傘・爪切り各1個

精神的損害	940,000円
一時立入費用	30,000円
財物損害	110,000円

(内訳)

(品目)

布団上下4組、毛布7枚、夏用掛け布団7枚、下着・衣類複数枚	60,000円
玄米・お茶各4個	50,000円

イ 申立人X2

避難費用	23,000円
親族宅への同居費用	540,000円
生活費増加費用	24,780円

(品目)

遠赤外線電気ストーブ・扇風機

精神的損害	1,820,000円
-------	------------

(2) 期間

自 平成23年 3月11日

至 平成23年11月30日

2 和解内容

被申立人は、申立人X1、同X2に対し、本件損害に係る和解金として、それぞれ金1,581,180円、金2,407,780円、合計金3,988,960円の支払義務があることを認める。

3 既払い金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、仮払補償金として、1,600,000円を支払い済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 清算条項

申立人及び被申立人は、本件損害については、本和解に定めるもののほか、申立人と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立および内容を証するため、申立人及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年1月31日

(仲介委員 増山 宏)